

令和7年12月5日

「静岡新聞社に対する抗議文（静岡市長）」より抜粋

1 清水庁舎の整備方針（案）について

清水庁舎の整備方針（案）については、市民の皆さんからご意見を伺うことが重要であると考えています。11月4日の市長定例記者会見において「新築案」と「改修案」を価格と性能の両面から比較検討を行った結果として、清水庁舎を清水駅東口公園（元清水駅東口広場）へ移転新築する方針を「2025年度 清水庁舎の整備方針（案）」として発表し、**現在、パブリックコメントにて市民の皆さんからご意見をお伺いしており、今後、清水庁舎に来庁される皆さんにもアンケートを実施し、**お伺いしたご意見を踏まえて（仮称）新清水庁舎建設基本計画を策定します。

2 清水のまちづくりについて

定例記者会見では清水のまちづくりに対する思いを問われ、以下のように述べています。

- ・清水駅周辺に、都市機能を集めるというのが、これはもう都市づくりとして基本中の基本だと思います。
- ・そこについて、「市民の意見を聞くべきだ」という声がありますけれども、**市民の声を優先するような話ではなく、**これは全国で、ありとあらゆる町、人口20万人ぐらいの町、それ以下の町というのは、みんなそこで苦しんでいるわけです。その解決策は何かと言うと、「コンパクト プラスネットワーク」です（以下略）

※資料請求により開示・取得

令和8年6月25日 本会議

「尾崎議員代表質問に対する市長答弁」より抜粋

私が市長になってからは、静岡市は案件にはよりますが、2段階のパブリックコメントを実施することがあります。1段階目は、政策案や計画案の方向性あるいは素案の段階のパブリックコメント、2段階目は、政策案、計画案の策定の最終段階のパブリックコメントです。

3月から4月に実施した生涯学習のサービス内容及び提供場所に係る最適化の方向性に関するパブリックコメントは、この1段階目の政策案の方向性の段階のパブリックコメントです。**このパブリックコメントについては、2つの点で反省すべき点がありました。**

1つ目は、計画案の方向性のパブリックコメントであるにもかかわらず、それを十分に説明していないため計画案の最終段階のパブリックコメントと受け止められたことです。

この結果、市民の皆様は直ちにこの案に基づき、市が生涯学習施設の集約化を実施するのではないかという懸念、心配をお持ちになりました。

2つ目は、周知の問題です。

今回のパブリックコメントでは、生涯学習サービスの内容や提供場所に関わる市全域のサービス提供に関するものでした。結果として寄せられた意見は564件でした。

これらは、先ほどの牧瀬教授の論説で指摘された3つの問題点に通じるところがあります。

1つ目は、意見の件数の捉え方です。

今回寄せられた意見は564件でしたが、牧瀬教授が指摘しているとおり、**その中には同一内容の転載と思われるものが多数見られました。**

2つ目は、**意見の表明者の偏り**です。

清水区在住の60歳以上の方からの意見が68%を占めていました。これは、**清水区在住の60歳以上で現在施設を利用されている方にとって現在の施設配置は利便性が高いため、その維持を望んでおられる結果**と考えられます。一方で、駿河区のように、現在より利便性の向上が見込まれる地域からの意見は極めて少なかった。このことから、意見は見直しによる利便性の提供を受ける層に偏っている可能性があります。

3つ目は、パブリックコメントを行っていることを知らなかった人が多いと思われることです。

（中略）

なお、**パブリックコメントは、先ほど述べましたように様々な実証の課題がありますので、このことを認識して市民参加の方法を再考しているところ**です。

※以上は会議録速報(未校正版)

静岡市市民参画の推進に関する条例 解説書
(逐条解説)

「あなたは ○○○○できますか」より

静岡市市民参画の推進に関する条例

解説書

あなたは
○○○○できますか



平成19年4月 ■ 静岡市

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たっては、市民参画の推進を図る視点に立ち、これを行わなければならない。

2 市は、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しなければならない。

3 市は、市政について、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければならない。

4 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供しよう努めなければならない。

5 市は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

6 市は、市民参画に対する市民意識を醸成し、及び市民活動の促進に努めなければならない。

第1節 市民参画手続の内容

(市民参画手続)

第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続（以下「市民参画手続」という。）を実施するものとする。

2 市民参画手続は、原則として、次に掲げる目的による手続の区分に応じ、規則で定める方法により行うものとする。

- (1) 広く意見等を募集するための手続
- (2) 集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行うための手続
- (3) 会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続

(解説)

第7条は、市民参画手続の目的、基本的な考え方、方法などを定めています。

これまでも、本市では市民参画のための手続は行われてきましたが、その手続に関する統一的な基準がなく、施策を担当する課の裁量に委ねられるところが大きかったため、その取扱いは差異が生じる場合もありました。

そこで、本条では、このような状況を改善し、自治基本条例第10条第1項の規定する市民の「市政への参画権」を制度的に保障するために、市民参画手続を導入しています。市民参画手続は、市民参画に関する統一的な基準を設け市民と実施機関の共通のルールとするとともに、市民参画を効果的に活用した施策の遂行を手続化することで、一層の市民参画の推進を図ることを目的としています。

本条においては、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響などを勘案し、必要であると認められるものについては、市民参画手続を積極的に行っていくことを規定しています。

なお、第10条で定める市民意見聴取の方法も市民参画手続で行うことになりますが、同

令和 7 年 10 月 静岡市
「インターナショナルスクール設置・運営事業者 募集要項」 (11・12 ページ)

⑦ 優先交渉権者等の決定

審査委員会による審査の結果に基づき、市は優先交渉権者及び次点者(以下、「優先交渉権者等」という。)を決定し、結果等について以下のとおり通知します。

通知日	令和 7 年 12 月 11 日 (木)
留意事項	・選定結果については、電子メール及び書面により、全ての応募者へ通知します。 ・応募者は、選定結果についての異議申立、選定の経緯を問い合わせることはできません。 ・選定結果については、優先交渉権者の名称、提案概要等を市ホームページで公表します <u>優先交渉権者に決定した者は、提案の概要書を速やかに作成し、市へ提出してください。</u>

株式会社 アイ・テック
代表取締役 様

静岡市長 難波 審司
(静岡市総合政策局企画課)

審査結果通知書

インターナショナルスクール設置・運営事業に関するプロポーザルの審査結果について、下記のとおり結果を通知します。

記

1 事業名称
インターナショナルスクール設置・運営事業

2 貴社の審査結果
優先交渉権者に決定しました。

3 点数
貴社の得点 88.52 点/120 点

インターナショナルスクール優先交渉権者
「審査結果通知書」

令和 8 年 9 月 資料請求により開示



静岡市
CITY OF SHIZUOKA

< 防災・安全 | くらし・手続き | 子育て・

スケジュール

- 募集要項等の公表：2025年10月17日（金曜日）
- 現地見学：10月24日（金曜日）～29日（水曜日）
- 質問の受付期間：10月27日（月曜日）～29日（水曜日）
- 質問に対する回答：11月4日（火曜日）
- 参加表明書類の受付期間：11月5日（水曜日）～7日（金曜日）
- 参加資格確認の通知：11月12日（水曜日）
- 提案書類の受付期間：11月25日（火曜日）～11月28日（金曜日）
- プレゼンテーション：12月3日（水曜日）
- 優先交渉権者等の決定：12月11日（木曜日）
- 基本協定の締結：12月中旬以降
- 貸付契約の締結：12月中旬以降

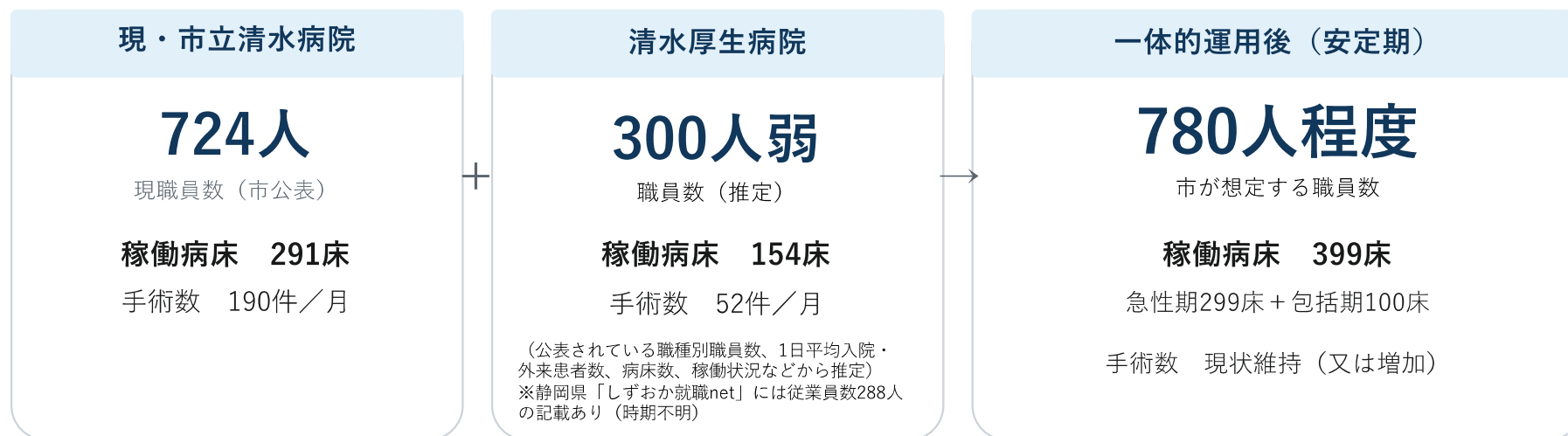
お問い合わせ

静岡市ホームページ
【優先交渉権者の決定】公募型プロポーザル
「インターナショナルスクール設置・運営事業者募集」
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2934/s013112.html>
(令和 8 年 9 月 2 9 日 2:45 表示)

済
↑
↓
未

清水病院・清水厚生病院の一体的運用 ― 職員規模からみる人員調整 ―

市資料では、現・市立清水病院724人に対し、一体的運用後は399床・780人程度を想定。



現在の両院を単純合算すると

約1,000人 → 780人 差は約200人超

※清水厚生病院を「300人弱」と置いた概算。

一体的運用では、相当規模の人員調整が必要となる可能性 ― 移行方法・職種別の人員計画の検証が必要

出典：静岡市「清水区の市立・公的病院の機能維持のための取り組み（4）」2026年9月2日会見資料、ほか厚労省公表資料等

令和6年(2024年)5月8日(水)
第2回静岡市インターナショナルスクール誘致推進協議会
資料3「サウンディング型市場調査の結果」

サウンディング型市場調査の結果

1 対話期間 令和6年3月11日(月)から4月12日(金)まで

2 参加団体数 4者(A、B、C、D)

3 結果概要

(1) 本市へのインターナショナルスクール運営への参入意欲

- ・一条校の国際バカロレア教育を実施するインターナショナルスクールの運営(A)
- ・資金の提供も含めた、インターナショナルスクールの経営への事業参画(B)

(2) インターナショナルスクール誘致及び運営に向けた諸条件

① 想定するエリア

- ・(通学する場合)公共交通機関が整った場所(A)
- ・(外国人向け)富士山の眺望に加え、自然の中で教養教育が行われる場所(B)
- ・教員の確保において、それら教員の生活環境が重要となることから、中山間地ではなく、ある程度の市街地に立地することが望まれる。(B)

② 規模

- ・幼稚園年長から高等学校3年生までをカバーできる規模(B)

③ 需要予測・市場性

- ・一般的なレベルのインターナショナルスクールであれば、年間学費は3万ドル程度が想定される。(C)
- ・他のインターナショナルスクールと同様、中国人をはじめとしたアジア圏や日本人児童生徒の需要が見込まれる。(C)
- ・学びの保障の観点から、静岡市にすでに居住している外国人児童生徒向けのインターナショナルスクールも検討が期待される。(C)

(3) その他インターナショナルスクール誘致に係る意見、質問等

① 開校によって、地域にもたらされる効果

- ・インターナショナルスクールがあることで、市内大学に留学している優秀な外国人学生が静岡市に定着し、その子どもの教育環境の整備につながる。(D)
- ・一定のレベルのインターナショナルスクールを誘致することにより、富裕層や高度人材のUターン・Iターン移住につながる。(B)
- ・清水エリアで、海洋文化・研究拠点が形成されるにあたり、インターナショナルスクールの存在は、高度外国人材の誘引材料となる。(A)

② その他の本事業に関するご意見、ご質問

- ・課題として、インターナショナルスクールの規模に応じた「一回の土地の確保」が挙げられる。(A・B)
- ・課題として、日本人児童生徒が各種学校のインターナショナルスクールに通う場合において、一条校に転校せざるを得なくなった場合であっても、児童生徒の学びが継続されるよう、「就学義務の取扱い」に対する柔軟な対応が挙げられる。(C)
- ・各種学校では、依然として日本人児童生徒のハードルが高いことから、一条校によるインターナショナルスクールも求められる。(A)

令和 7 年度 一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社
「事業報告及び決算書」 6 ページより

(4) 静岡市との個別協定に基づく事業

① インターナショナルスクール事業 決算額200,663千円（予算額200,663千円）

静岡市では、子どもの教育の場の確保による子どもの学びの選択肢を広げるとともに、高度外国
人材の確保を目的として、インターナショナルスクールの誘致を目指しています。

令和 7 年度は、市が静岡県所有の果樹研究センター跡地をインターナショナルスクール開校の
最適用地として選定したことに伴い、公社に対して当該土地の確保に係る協力依頼があり、令和 7
年 6 月に市と協定を締結しました。その後、公社は静岡県と土地売買に向けた協議を行い、果樹研
究センター跡地を購入しました。

令和 8 年度は、市が選定した事業者と賃貸借契約を締結し、当該土地の貸付を行います。

令和 7 年度 一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社
「事業報告及び決算書」 7 ページ

1 定款変更について

公社の事業運営の見直しに伴い、以下のとおり定款の変更を行った。

(1) 令和 7 年 5 月 19 日開催の第 1 回定時理事会において定款変更案を決議し、同年 6 月 5 日開催の第
1 回定時評議員会において承認された。

変更理由 公社の設立者である静岡市より、インターナショナルスクール誘致に向けた県有地の取
得について協力依頼があった。この誘致は、未利用地の利活用を通じて、地域経済の活
性化に寄与すると考え、静岡市とともにこれを実現するため。

(2) 令和 7 年 7 月 30 日開催の第 1 回臨時理事会において定款変更案を決議し、同年 8 月 1 日付書面決
議による第 1 回臨時評議員会において承認された。

変更理由 設立時の拠出金である基本財産の一部を除外するため。

2 基本財産の一部除外について

令和 7 年 7 月 30 日開催の第 1 回臨時理事会において、基本財産の一部（500,000 千円）を除外し、一
般財産へ振り替えることについて決議し、同年 8 月 1 日付書面決議による第 1 回臨時評議員会において
承認された。

除外理由 インターナショナルスクール誘致に係る静岡市との協定書に基づき、静岡県所有地を事
業用地として取得する必要が生じたことから、当該土地取得に必要な資金を確保するた
め。

令和 6 年度 6 月定例会 議案書 資料-1
「令和 6 年度 6 月補正予算予算案の概要」 6 ページより

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業 (単位:千円)			
課 名	施 策・事 業 (款一項目)	予 算 額 ()内は、 補正前予算額	内 容 等
総合政策局			
企 画 課	◎ (仮称)静岡市土地等利活用 推進公社運営負担金 ☆ (仮称)静岡市土地等利活用 推進公社設立出資金 (2-2-1)	3,039,000 (0)	(事業内容) 1 (仮称)静岡市土地等利活用推進公社設立にかめる 出資 3,000,000 千円 2 (仮称)静岡市土地等利活用推進公社運営費負担金 39,000 千円 【組織概要】 ・名 称 (仮称)静岡市土地等利活用推進公社 ・形 態 一般財団法人 ・設 立 者 静岡市 ・基本財産 3,000,000 千円(市からの出資による) ・設立時期 令和 6 年 8 月 ※令和 7 年 4 月設立を予定していたが、 前倒して設立 ・人員体制 10 人(うち、市派遣職員 8 人) 【事業概要】 ・農地集約化推進事業 農地所有者に対し、営農希望や土地利用の意向の 把握・調整を行い、農地中間管理機構を介した売買・ 交換のあっせんなどによる農地の集積・集約を行うこと で、まとまった一団の農地を創出し、農業の効率化や 大規模経営を図る。 ・産業用地確保事業 農地集約を実施した結果として生じた一団の農地以 外の土地について、開発事業者や進出を希望する 企業への情報提供や仲介などを行い、企業立地用 地などの産業用地として活用することで、産業の集 積・高度化を図る。 ・空き家活用促進事業 空き家所有者が気軽に相談できる窓口を設置し、 利活用ができる空き家の掘り起しを行い、民間事業 者や入居希望者に紹介する。また、空き家所有者 が希望する場合は、法人が空き家を借り上げ、入居 希望者へ貸し出すこと(サブリース)で、空き家所有 者の負担感やリスクの軽減を図り、賃貸物件として 空き家の市場への流通を促進する。 【特定財源】 市債 2,250,000

令和6年度 一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社
「事業報告及び決算書」 1ページより

03-1 土地等利活用推進公社_令和6年度事業報告及び決算書

I 法人の概況

1. 設立年月日

令和6年8月8日

2. 定款に定める目的

この法人は、静岡市にある未利用・低利用の農地、空き家等の民有資産の有効活用を推進し、関係者との調整を行い、新たな利用者の活用がされるよう取り組むことにより、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1) 農地の集約に関する事業
- (2) 産業用地の確保に関する事業
- (3) 空き家等の利活用に関する事業
- (4) 不動産の売買、賃貸、管理又はこれらを仲介する事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

令和7年度 一般財団法人 静岡市土地等利活用推進公社
「事業報告及び決算書」 1ページより

03-1 一般財団法人静岡市土地等利活用推進公社 R7 事業報告及び決算書

I 法人の概況

1. 設立年月日

令和6年8月8日

2. 定款に定める目的

この法人は、静岡市にある未利用・低利用の農地、空き家等の民有資産等の有効活用を推進し、関係者との調整を行い、新たな利用者の活用がされるよう取り組むことにより、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1) 農地の集約に関する事業
- (2) 産業用地の確保に関する事業
- (3) 空き家等の利活用に関する事業
- (4) 不動産の売買、賃貸、管理又はこれらを仲介する事業
- (5) 静岡市との個別協定又は契約に基づく事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業